

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、平成31年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 249,994 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,317,379 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	196,777			13,411	15,405	167,961
社会福祉事業	30,127				2,638	27,489
障害者福祉事業	20,552				1,801	18,751
老人福祉事業	91,922			13,411	6,878	71,633
児童福祉事業	54,176				4,088	50,088
社会保険	1,732,623	273,906			127,758	1,330,959
介護保険事業	837,625	26,697			71,023	739,905
後期高齢者運営事業	592,646	104,513			42,752	445,381
国民健康保険事業	302,352	142,696			13,983	145,673
保健衛生	1,387,979	105,884	25,800	36,486	106,831	1,112,978
疾病対策予防事業	109,838	2,677		35,274	6,295	65,592
母子保健事業	19,582	1,171		79	1,605	16,727
医療に係る施策	1,258,559	102,036	25,800	1,133	98,931	1,030,659
合 計	3,317,379	379,790	25,800	49,897	249,994	2,611,898